



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

孫にも使える、相続時精算課税の選択

相続時精算課税の制度とは、60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。

なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」(110万円の控除)へ変更することはできません。

また、この制度の贈与者である父母又は祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算します。

平成27年1月1日から改正によって適用要件が変更になっています。

(1) 贈与者(あげる人)の変更点

【改正前】

- ・ 贈与をした年の1月1日において65歳以上の方

【改正後】

- ・ 贈与をした年の1月1日において60歳以上の方
- 改正により、贈与者は、以前に比べ5年早く利用出来るようになりました。

(2) 受贈者(もらう人)の変更点

【改正前】

- ・ 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の方
- ・ 贈与を受けた時において贈与者の推定相続人(子がいる場合は孫はだめでした)

【改正後】

- ・ 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の方
- ・ 贈与を受けた時において贈与者の推定相続人及び孫
- ・ **対象者に孫が追加されました。**

具体例) 相続時精算課税制度を利用して孫に土地を贈与することはできるか?

相続時精算課税制度は、お金を贈与しても良いですし、土地を贈与しても問題ありません。

土地を贈与するときには、その時の評価額を贈与することとなりますので、贈与するときの評価額が2,500万円未満であれば、贈与時に贈与税は発生しません。

子や孫が、多くいても一人2,500万円までの贈与は相続時精算課税制度が使えます。

《注意点》

相続時精算課税制度を選択した場合には、相続時に足し戻しますが、足し戻す金額は、贈与時の評価額となります。

そのため、例えば、土地の贈与時の評価額は2,500万円、相続時の評価額が2,000万円に下がっていても、2,000万円は利用できず、2,500万円を使って相続税が計算されますので、注意が必要です。